

## 令和3年度分 一ツ葉高等学校 学校評価について

国から構造改革特別区域計画の認定を受け山都町が認可した一ツ葉高等学校について学校評価を行いましたので公表します。

### ○根拠法令

構造改革特別区域法第12条第5項

特区の認定を受けた地方公共団体は学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

### 評価基準

4＝優れている 3＝良い 2＝一部要改善 1＝要改善

評価項目	評価における観点	評価結果	評価コメント
学校運営体制	教職員の資質・能力の育成	3	・週1回の教務会議、月1回のカウンセラー研修による対応指針の確認が行われている。また、学期1回の Classroom Observation で指導内容の確認が行われるなど資質・能力の育成が図られている。
	生徒指導の状況	3	・コロナ禍のためオンライン、対面の選択を可能とし、適切な指導が行われた。また、各種キャンパス行事についても、コロナ対策を十分に行いながら実施された。 ・教職員についても、各種研修会に参加し、教務会議にて情報共有が図られていた。
	地域との連携	2	・令和3年度はコロナ禍による本校でのスクーリングができなかったものの、例年、高校文化祭へ地域の方を招待したり、田植えなどの時期的な行事にも熊本の生徒が参加し、地元との交流が図られている。

施設・設備の状況	教室等の設置状況	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍対策を徹底し、生徒数に応じて適切な対応がされていた。</li> <li>・図書室の整備が課題であり、早急な対応が望まれる。</li> </ul>
学習指導の状況	授業の状況	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍によりオンライン指導が開始され、適切な授業が実施された。</li> <li>・学習センターではレポート内容及び大学受験内容の対面、オンライン指導が行われた。</li> </ul>
	適切な面接指導の実施	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により本校での実施ができなかったが、特例により学習センターにて適切に実施された。</li> </ul>
	問題を抱える生徒への対応	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により精神的ケアを必要とする生徒や家庭が増えたが、オンライン等により個別対応が強化された。</li> </ul>
学校設置会社の経営状況	学校経営の安定性	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純利益が発生しており資産増となっている。</li> <li>・法人の安全性を示す指標である自己資本比率が約 3 割で一般的な会社の水準であるが、株式会社立の学校としては更にその割合を高めてもらいたい。</li> </ul>
	学校設置による経済的効果	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数が順調に増えているため、スクーリング実施に伴う宿泊、飲食、バス利用等による経済的支出が特区域内で発生していたがコロナ禍による代替スクーリングを余儀なくされた。</li> </ul>
	学校設置による社会的効果	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉校後の小学校を本校としており、施設の有効活用が図られている。開校以来、地元との交流を続けられており、地域住民もスクーリング等楽しみにされている。有名大学への進学者も増えており、山都町にある通信制高校として認知や評価を得ている。</li> </ul>